

中国四国地区国立病院薬剤師会会則

(名 称)

第1条 本会は中国四国地区国立病院薬剤師会という。本部を会長施設の薬剤部(科)に置く。

(構 成)

第2条 本会は次の会員によって構成する。

(1)正会員 中国四国地区の独立行政法人国立病院機構に属する施設及び国立ハンセン病療養所に勤務する薬剤師

(2)特別会員 理事会の推薦により総会で承認する。

(目 的)

第3条 中国四国地区の独立行政法人国立病院機構に属する施設及び国立ハンセン病療養所に勤務する薬剤師の質的向上と相互の親睦を図り、薬剤部(科)の充実並びに病院薬学の進歩発展によって厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)薬学の研究・発展に関する事項
- (2)中四薬研実行委員会の運営に関する事項
- (3)薬剤業務の研究・研修に関する事項
- (4)研究及び調査資料の交換、連絡、配布等広報に関する事項
- (5)他部門との連携、交流に関する事項
- (6)その他、目的達成に必要な事項

(運 営)

第5条 本会運営のため次の会議を開く。

- (1)総会
- (2)理事会

2. 事業の企画・遂行のため次の部・委員会を置く。

- (1)総務部 薬剤師会の企画運営
- (2)制度部 会則・規程等の制定と改定、各種情報提供
- (3)財務部 財産の管理および会計
- (4)広報部 会誌・ホームページ・名簿等広報活動
- (5)学術部 各委員会の運営調整

3. 学術部には次の委員会を置く。

- (1)中四薬研実行委員会
- (2)がん委員会
- (3)治験・臨床研究委員会
- (4)NST委員会
- (5)医療安全委員会

- (6)ICT・AST委員会
- (7)緩和ケア委員会
- (8)DM委員会
- (9)救急・周術期・災害医療委員会
- (10)教育研修委員会

第6条 総会は本会の最高の意志決定機関であり、正会員の過半数の出席を以て成立する。但し委任状を含む。

- 2. 総会は年1回会長が招集する。但し、会長又は監事が必要と認めるときは臨時に招集することができる。
- 3. 総会の議事は出席正会員の過半数の同意を以て議決される。

第7条 理事会は会長、副会長、各部部長、監事、その他会長が必要と認める者で構成する。

- 2. 理事会の開催は総務部が会長、副会長の意向を確認後、決定し、会長が招集する。構成員の過半数(委任状を含む)の出席を必要とし、その決定事項は総会に報告し承認を得なければならない。
- 3. 緊急事項については、会長は理事会の意見を聞き仮決定する事が出来る。仮決定事項については、後日総会に報告し承認を得なければならない。

第8条 薬剤部科長協議会とは常に連携を保ち、薬剤部科長協議会は支援機関として他部門協議会等交流並びに薬剤部(科)運営上の情報交換を主として行う。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事 若干名、監事 2名

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。又、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。

第11条 会長は全国国立病院薬剤部科長協議会中国四国支部長とする。

- 2. 副会長は会長が委嘱する。
- 3. 理事は各部部長とし、会長が委嘱する。
- 4. 理事は正会員のうちから若干名の委員を会長承認の下に指名して会を組織する。
- 5. 毎年総会翌日から翌総会日までを1期とし、役員の任期は2期とする。但し、再任を妨げない。役員交替の場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 6. 監事は総会において選出する。

(会計)

第12条 本会の運営等に必要な経費は会費その他を以て充てる。

2. 会費は総会において決定する。
3. 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし会費納入の基準日は4月2日とする。
4. 総会において会計報告並びに監査報告を行う。

(相互扶助)

第13条 相互扶助及び弔事は下記のとおりとする。

次の場合、弔電報又は供物等を薬剤師会名で送る。

- ・会員が死亡した時
- 2. 前項については会長に連絡があつた場合に行う。

(会長職務執行費)

第14条 本会運営に係わる突発的な費用に対応するために会長職務執行費を設ける。

2. 会長職務執行費は会長が総務部の同意を経て使用する。

3. 会長職務執行費は5万円とし、総務部で管理する。

(会則変更)

第15条 会則の変更は総会の議決を経なければならない。

(暫定措置)

第16条 国または中国四国地方において非常事態、緊急事態が発生した場合、総会、理事会、その他の集合開催については理事会構成委員で協議を行い決定する。

2. 暫定措置の期間は、国または中国四国地方の地方自治体の動向をみて理事会構成委員で協議を行い決定する。

附則

この会則は平成4年9月5日から実施する。

平成14年 9月 7日一部改定

平成16年 9月 4日一部改定

平成17年 9月 3日一部改定(平成18年4月1日実施)

平成21年 4月 18日一部改定

平成26年 4月 19日一部改定(平成26年6月9日訂正)

平成28年 4月 16日一部改定

平成29年 4月 15日一部改定

平成30年 4月 14日一部改定

令和 2年 4月 25日一部改定

令和 3年 4月 26日一部改訂

令和 5年 5月 17日一部改訂

令和 6年 5月 18日一部改訂